

社長様

2023年 今後の経営環境見通しと取るべき対策

株式会社 **アートプラン**
 社会保険労務士 **辻野扶美**
 tel: 022-354-1151 fax: 022-354-1152

[倒産急増・財政破綻の分岐点の年]

新型コロナウイルスの影響はあと2年～3年位とみておく必要があります。今後は、各種支援策が縮小・廃止傾向となりますので、企業存続のため自力で毎月の営業赤字をなくしておく事が最重要です。

2021年秋以降、世界的インフレによる原材料・燃料の上昇、毎年の最低賃金引上げ、パート従業員社会保険加入拡大等の人件費の上昇、借入金過多で返済不能等による倒産・廃業の増加に伴い不良債権60兆円超を抱える銀行等の貸倒損失・貸倒引当金も急増して金融危機、2022年12月20日の日銀の金利引上げ、欧米の金利引上げの動きに伴い国債価格・債券価格下落や中国発等のバブル崩壊、さらには過去最大の114兆3812億円となる2023年度予算による借金膨張により近年中の財政破綻も想定され、日本は国債の利払費が急増するため日本の財政悪化が限界となる分岐点の年となります。

また、一旦、財政破綻が発生しますと、日本は本格化する超高齢化少子化時代・加速化する経済縮小時代に突入していますので、回復が極めて困難かつ長期化する可能性が高いと想定されます。

財政破綻後の企業経営は、極めて厳しいものになりますが、現在の困難な状況乗り越える種々の対策・手法の挑戦が今後の激変経営環境適応力をつけるものとなります。販売価格値上げを行いつつ当面の営業黒字死守と金融危機・バブル崩壊・財政破綻のトリプルリスクへの備えが必須となります。

- (1) 2023年は、企業の仕入価格を売値に転嫁していく時期ですのでインフレは続きます。
- (2) 輸入物価指数、企業物価指数、消費者物価指数は、前年同月比の上昇(又は下落)率のため、上昇率が下落傾向でも前年同月の価格に上乘せしての上昇傾向ですので、仕入価格・消費者物価はさらに高くなります。
- (3) 企業は、仕入価格上昇分を売値に乗せて値上げするだけでは、粗利益は増えません。従って、中堅・中小企業においては人件費を上げる余地がないのが現状です。

働き方改革関連法(中小企業の場合)
 2020年4月 ①残業時間の罰則付上限規制
 月100H未満・平均80H以下・年720H以下
 2021年4月 ②同一労働同一賃金
 2023年4月 ③残業60時間超+25%割増
 大企業: ①2019年 ②2020年 ③2010年
 適用除外・猶予となっていた事業・業務の規制
 2024年4月 建設業(①と同じ時間規制)
 運転業務 月平均80H以下・年960H以下
 医師 月100H未満・年960H以下(地域医療等は年1860H以下)

労務トラブルの多発化
 ①未払残業代(休憩無し含む)
 ②パワハラ・セクハラ・マタハラ等
 ③不当解雇
 ④営業秘密誓約書を取っておく

パワハラ・セクハラ等誓約書に全役員・従業員の署名

解雇せず退職勧奨

マイナンバー不提出の理由: ①「本人事由によりマイナンバー届出不可」と提出書類に付記②国・自治体等の年間漏洩件数170件(2021年度)の個人情報保護委員会の公表を提示

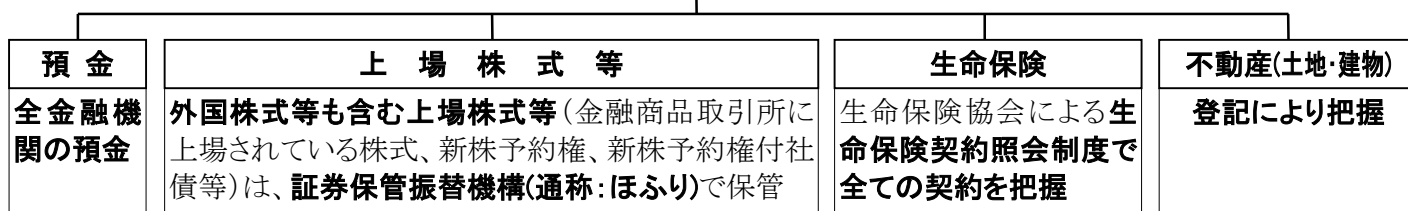
同一労働同一賃金対策:
 正社員にあってパート・契約社員にない手当(敗訴続出)は極力無くす
 固定残業手当対策:
 基本給+固定残業手当にする。就業規則・雇用契約書・給与明細書の整備必須。

社会保険・年金等改正 —— 負担増加と給付引下げ
 2022年10月 雇用保険料率会社負担0.85%/個人負担0.50%に引上げ
 2023年 4月 雇用保険料率会社負担0.95%/個人負担0.60%に引上げ予定
 2022年10月 従業員501人以上週20H以上社保加入義務→従業員101人以上対象
 2024年10月 従業員101人以上週20H以上社保加入義務→従業員 51人以上対象
 2025年以降 従業員 51人以上週20H以上社保加入義務→従業員 1人以上対象 (予定)
 2022年 4月 厚生年金+賃金の合計28万円超で一部停止→47万円超で一部停止
 2022年 4月 65歳～70歳未満の年金額毎年10月に改定
 2022年 4月 老齢厚生年金・老齢基礎年金の1か月当りの繰上減額率0.5%→0.4% (年金繰上げのメリット増加)
 2023年 1月 傷病手当金の代理受領の廃止 (支給申請書の受取代理人欄削除)
 2025年 4月 高年齢雇用継続基本給付金段階的に廃止(～2030年)
 (2025年4月以降に60歳になる方は給付率が15%から10%に縮小)
 2021年 4月 70歳までの就業機会の確保努力義務
 2022年 4月 年金受給開始年齢を60歳～70歳→75歳まで延長(繰下げ)可 ×
 2021年 4月 特別養護老人ホーム 年金120万円超で食費・居住費22,000円負担増
 2022年10月 75歳以上医療費1割負担→2割(年収200万円以上)
 2023年 4月 出産育児一時金42万円→50万円に引上げ(予定)
 2024年 4月 後期高齢者保険料の上限66万円→73万円に引上げ(予定)
 2025年 4月 後期高齢者保険料の上限73万円→80万円に2年間で14万円引上げ(予定)

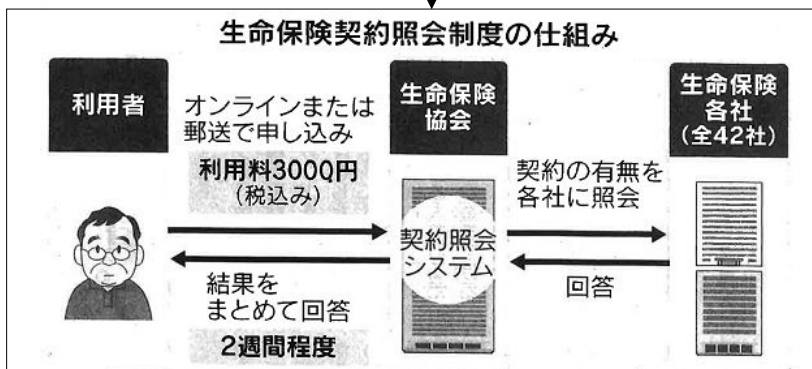
その他の改正

- 2022年 4月 安全運転管理者選任事業所(5台以上)に対し運転前後にアルコールチェックが義務化
 - 2023年 9月までにインボイス登録(適格請求書発行事業者登録)受け付け
 - 2023年10月 消費税インボイス制度(免税仕入先が未登録で課税仕入控除不可)
 - 2022年 4月 民法改正(成年18歳) ⇒住宅資金の贈与税非課税・相続時精算課税の受贈者要件20歳以上→18歳以上
 - 2022年 1月 役員以外も勤続5年以下の退職所得(300万超分)は2分の1適用無し 酒・タバコは20歳以上
 - 2020年 4月 事業承継時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設(済み)
 - 2022年 4月 大企業対象のパワハラ防止の周知・相談体制整備・迅速かつ適切な対応等が、中小企業も対象に
 - 2022年 4月 従業員301人以上は女性活躍推進法の行動計画届出(女性の採用・管理職増加等)・周知義務→従業員101人以上対象
 - 2022年 4月 育児介護休業の勤続1年未満の有期雇用者除外は労使協定が必要
妊娠・出産の申出をした従業員に対する個別の周知・意向確認が必要
 - 2022年10月 男性育休は子の出生後8週以内に4週間まで、2回まで分割取得可能
 - 2022年 6月 改正公益通報保護法 事業者内部通報窓口の設置義務化 従業員301人以上(300人以下は努力義務)
 - 2024年 1月 電子取引記録の電子帳簿化(電子帳簿保存法2022年1月施行から猶予)
 - 2023年 4月 遺産分割協議に10年の期間設定 10年過ぎると原則法定相続割合で分割
 - 2024年 4月 相続土地国庫帰属法施行(2023年4月27日から申請可能)
 - 2024年 4月 土地建物の相続登記3年以内義務化 登記懈怠で10万円以下の過料
- 2023年通常国会 確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(DC)の企業の運用責任義務付け「金融サービス提供法」の改正を目指す
- 2024年 1月 少額投資非課税制度(NISA)の恒久化・期間無制限・最大年360万円、生涯投資枠1800万円の範囲内の方針
- 2024年夏頃 民法改正成立 離婚後300日以内に生まれた子の父は前夫(嫡出推定)→女性が再婚していれば現夫の子とみなす例外を設けた
- 2024年秋頃 健康保険証の発行・再発行がマイナンバー保険証となるが、マイナンバーカードを持たない人や利用できない医療機関でも継続して医療を受けられるようにする(予定)
- 2024年度末 マイナンバーカードと運転免許証情報の一体化(希望者のみ・予定)
(マイナンバーカードは有効期限(18歳以上は発効から10回目の誕生日、18歳未満は発効から5回目の誕生日)毎に、市区町村窓口での顔写真持参で更新手続が必要)
- 2023年 4月 給与デジタルマネー払い 労働者の同意を条件に解禁(労働基準法改正省令) ×
- 2023年税制大綱 死亡前3年以内の贈与は相続財産に加算して相続税を課税の3年を7年に延長(予定)
- 2023年税制大綱 相続時精算課税制度(2500万円までは非課税)選択後の贈与が年110万円まで申告不要の非課税に改正(予定)

財産税徴収となれば 氏名・生年月日・住所で
マイナンバーがなくても財産は把握できる



登録済加入者情報の開示請求
被相続人がどんな上場株式等を保有していたか確認したい場合は、「ほふり」に郵送による申込み(費用6050円(税込))で、「ほふり」が上場株式の有無や保有株式の明細を調べて約2~3週間位で調査結果が送付されます。



損害保険 …生命保険と同様に、日本損害保険協会(自然災害等損保契約照会センター)が各損害保険会社に損害保険契約の有無を調べて2週間位で調査結果が連絡される「自然災害等損保契約照会制度」(無料)があります。但し、本制度の利用は、災害救助法が適用された地域または金融庁国民保護計画に基づく対応要請があった地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った場合に限りです。

毎月の営業利益のマイナスを無くす事が最重要

- (1) 毎月の試算表の営業損益を雇用調整助成金・支援金(雑収入)は無いものとして営業黒字にする
- (2) マイナス分は(3)も考慮して曜日別・時間帯別の客数に応じた人員体制の見直しを行う
- (3) 2022年10月から月出勤日数が4分の3以上、かつ週労働時間が4分の3以上が101人以上(2024年10月から51人以上)で特定適用事業所となり、週20時間以上で1か月8万8千円以上のパートの社会保険加入義務
2021年10月以降の被保険者数で101人以上を日本年金機構がチェック
対策例

| | |
|-------------------------------------|----------------------|
| 正社員・4分の3以上パートを100人(2024年50人)以下に絞り込む | 必要があれば4分の3未満のパートを増やす |
|-------------------------------------|----------------------|
- (4) 運転資金は無利息型普通預金にしておき使わない定期預金は純金にしておく
- (5) 店舗閉鎖の場合は、原状回復費用の相見積・事業譲渡の可能性も検討する

役員退職慰労金規定の廃止 —— オーナー同族会社の場合、株主総会の決議を経ない規定(内規)でも従業員役員に高額な退職金支払義務

①株主総会で役員退職慰労金規定の廃止決議をし、②従業員役員へ役員退職慰労金規定廃止の通知をする

対策:取締役ではなく執行役員(従業員)にする

社長様の超高齢化・後継者不在
平均引退年齢70歳になる経営者が245万人(法人93万人、個人事業主152万人)のうち、127万社(法人30万社、個人事業主97万人)が後継者不在

M&A (買い手が慎重になる前に取り組む)
株式譲渡益の20.315%の申告分離課税 雇用維持・取引先維持・社名維持

役員報酬見直し提案(年齢不問) —— 役員報酬カットでも手取同額
・在職老齢年金を受給(60歳以上60万円、65歳以上110万円非課税)+年金繰上げ請求
・関連会社の役員報酬も同時に見直す
・生前退職金よりも現行の役員報酬を貰い続け死亡退職金の方がメリット大

介護事業は早期M&A
フランチャイズには安易に参入しない

マクロ経済スライド制(年金引下げ)
(2019年・2020年発動、2023年度も発動予定)

マーサ国際年金ランキング
日本の年金は44国中35位(持続性が最低ランク)

従業員の高齢化 (2022年)
全人口の約35%(4368万人)が60歳以上
定年再雇用時の賃下げ可否:継続雇用は○
定年引上げ・定年延長は×

高齢社員最適賃金提案 —— 賃金4割カットでも本人は定年時手取り月2万円増で会社メリット大
①高年齢雇用継続給付金(非課税)の獲得
②在職老齢年金の獲得(60歳以上60万円、65歳以上110万円非課税)
又は③4分の3未満勤務で①と厚生年金全額を獲得 } +年金繰上げ請求

会社借上げ車両 使用目的:業務使用で車両保険加入必須

商標権等登録 商品名・店名・社名・マーク等

改正民法2020年4月1日施行
①身元保証書・賃貸借契約書等に保証程度額がなければ無効
②未払金の消滅時効5年に統一(未払残業代も)

家賃・地代の引下げ
民事調停で売上減少割合による賃料引下げ(民法第611条第1項)

店舗閉鎖
①事業譲渡も選択肢
②原状回復義務 —— 経年劣化・自然損耗除く
③原状回復費用増しによる敷金不返還を、明細請求で取り戻す
④水道利用加入金・水道工事代金を有益費として請求(民法第608条第2項)

法務局の遺言書保管制度(3,900円)活用
①手書き部分は15行位、②相続人毎に財産目録をワープロで作成、③遺言執行人を相続人以外にしない、④安全資産で即換金できる純金を相続する、⑤相続する預金は無利息型普通預金にしておく、⑥公正証書遺言は入院中・字が書けない場合に限定

| | | |
|------|---------|---------|
| 健康寿命 | 男72.68歳 | 女75.38歳 |
| | (約9年間) | (約12年間) |
| 平均寿命 | 81.64歳 | 87.74歳 |

株式信託契約(必須)事前作成 — 自社株式・預金・現金・純金
社長様の脳梗塞、心筋梗塞、交通事故、認知症等による判断能力喪失で株主総会が開けない

倒産・廃業の急増 → **銀行等の貸倒損失・貸倒引当金も急増** → **銀行経営の行き詰まり** → **無利息型普通預金(定期→純金)**

パーゼル規制2025年3月~(金融機関自己資本比率規制) → **中小企業への融資・頭金の少ない住宅ローンが厳しくなる**

劣後ローンは使わない —— 10年後の一括返済困難、実質債務超過会社のレッテルを貼られ続ける

新型コロナウイルス感染防止自己防衛対策 (ワクチン接種の有無は、自己判断・自己責任で行います。)

- (1) ワクチン接種の有無に関らず、人間が本来持っている免疫を高める①**食事**(納豆、めかぶ、ゴボウ、ニンニク等)、②**運動**(健康空手等)、③**十分な睡眠**(7~7時間半位)、④**複数人数の事業所内又は飲食店内では、緑茶を少量ずつこまめに取り取る事が重要**です。
- (2) 77.85%(2022年1月8日時点)の日本人がワクチン接種しましたが、感染者は一向に減りません。ワクチン接種だけでは解決しません。
①**未接種者より2回目、3回目接種者の方が10万人当りの新規陽性者数が多くなっている**
②**ワクチン接種でスパイク(トゲ付き)たんぱくを体内に注入するため炎症が起き血栓がしやすい**
③**ワクチン接種によって自然免疫力が抑制されガン等になりやすくなる**(学術誌「サイエンス」(2022年7月15日号))等が報道されていますが、何故か国は全くこれらの問題に触れようとしていません。
- (3) **日本人は納豆、海藻類等を食するため、本来、人が持っている免疫力が強いと考えられます。新型コロナ対策は感染症の医学者達が主導していますが、新型コロナ感染は免疫の病気にも関わらず、免疫学の医学者から提案が全くないのが残念**です。